

令和3年度
第3回北海道地方最低賃金審議会

日 時：令和3年7月19日（月）13：32～14：28
場 所：札幌第1合同庁舎 7階北側会議室

1 日 時 令和3年7月19日(月) 13:32～14:28

2 場 所 札幌第1合同庁舎 7階北側会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 岩波委員、亀野委員、菅野委員、國武委員、西村委員
労働者委員 大磯委員、金子委員、齊藤委員、布施委員、山田委員
使用者委員 桑原委員、柄目委員、藤原委員、守山委員、横島委員

【事務局】 上田労働局長、佐藤労働基準部長、横溝賃金室長、龍瀧室長補佐、
松尾賃金指導官、小西賃金指導官

4 議事次第

- (1) 特定最低賃金に係る改正決定の必要性の有無の諮問について
- (2) 中央最低賃金審議会における「目安答申」の伝達について
- (3) その他

5 議事内容

○龍瀧室長補佐

ただいまより第3回北海道地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、委員全員が出席されており、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

なお、本日の審議会は公開にて開催しております。5名の方が傍聴しているほか、2名の記者が取材しておられますことをご報告いたします。

それでは、会長、今後の議事進行につきましてよろしく願いいたします。

○亀野会長

それでは、最初に本日の議事録署名委員を指名いたします。名簿の順になりますが、今回は労働者代表委員から金子委員、使用者代表委員から柄目委員、よろしく願いいたします。

では、最初の議題ですが、本日の審議会において北海道労働局長から特定最低賃金改正の必要性の有無についての諮問がなされると伺っておりますので、お願いいたします。

○亀野会長

それでは、事務局は諮問文を読み上げてください。

○横溝賃金室長

ただいま会長にお渡しいたしました諮問文を読み上げさせていただきます。

令和3年7月19日

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 殿

北海道労働局長
上田 国土

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和3年7月12日付けをもって申出代表 日本食品関連産業労働組合総連合会
北海道乳製品、糖類製造業最低賃金対策会議 代表 池田 敦哉 から最低賃金法
第15条第1項の規定に基づき、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最
低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必
要性の有無について貴会の意見を求める。

以下、「北海道鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について」、「北海道電子
部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改
正決定の必要性の有無について」、「北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について」につきまして、それぞれ代表者から
同様の申出がございましたので、同文で諮問させていただきます。

以上です。

○亀野会長

ただいま、4業種の特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無について諮問を
受けました。

局長のご挨拶がございます。

○上田労働局長

北海道労働局長の上田でございます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中ご参集いただきましたこと、誠にあ
りがとうございます。

本日は、審議会の開催に先立ちまして、おわびを1つ申し上げなければなりません。
7月16日に開催されました第1回北海道最低賃金専門部会におきましては、
労働基準部長からおわびを申し上げたところでございますが、私からもおわびを申

し上げます。

去る7月1日に開催されました中央最低賃金審議会の第2回目安小委員会に提出しました賃金改定状況調査結果の第4表に集計誤りがあることが判明いたしました。審議の重要な参考資料に、あつてはならないミスを生じたところでございまして、ご迷惑をおかけしたこと、改めておわび申し上げます。

さて、ただいま4業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして諮問させていただきました。委員の皆様には、北海道の地域別最低賃金の改正決定につきましてご審議をお願いしている中、併せての諮問となりますが、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましてもご審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

また、過日、中央最低賃金審議会にて地域別最低賃金額改定の目安についての答申がなされました。この後、事務局からその伝達を行います。

北海道最低賃金をめぐる情勢は非常に厳しいものでありますが、北海道地方最低賃金審議会におきましては、これまでの審議の経緯を踏まえ、中央の動きや道内の雇用情勢を考慮し、地域別最低賃金額改定の目安答申を参考とし、十分に公労使でご議論いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○亀野会長

賃金改定状況調査結果の第4表に集計誤りがあったということについて、局長のほうからおわびがございましたけれども、そのことに関して何か発言はございますでしょうか。

労働者側から何か発言ございますか。

「ありません」

○亀野会長

使用者側からは何か発言ございますでしょうか。

「ありません」

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

私から、会長として一言申し上げたいと思います。

賃金改定状況調査結果の第4表に集計の誤りがあったということについては、非常に遺憾であります。再発防止に今後細心の注意を払っていただきたいということを要望しておきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては本審議会終了後から行う運営小委員会で審議していただきますが、ここでは各特定最低賃金の改

正決定に係る申出の概要につきまして事務局から報告をしていただきます。
お願いいたします。

○横溝賃金室長

特定最低賃金改正の申出に関する概要についてご説明します。

お手元の資料No. 1を御覧ください。

1 ページ目が、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金改正決定の申出に関する概要でございます。

令和3年7月12日に、日本食品関連産業労働組合連合会北海道乳製品、糖類製造業最低賃金対策会議より受け付けております。

その内容でございますが、申出ケースは3のとおり、公正競争ケース。

平成28年経済センサスの労働者数と申出基幹的労働者との割合は、5に記載されておりますとおり41.13%となっております。

次に、3ページから4ページが北海道鉄鋼業最低賃金改正決定の申出に関する概要であります。

令和3年7月1日に、申出者、日本基幹産業労働組合連合会北海道本部より受け付けています。

申出ケースは、労働協約ケース。

最も低い労働協約ケースの金額につきましては、(3)のとおりです。

経済センサスの労働者数と申出基幹的労働者の割合は、87.23%となっております。

次に、5ページから北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業についてですが、申出者は全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会北海道地方協議会より令和3年6月24日に受け付けております。

内容としまして、申出ケースは労働協約ケース。

経済センサスの労働者数と申出基幹的労働者との割合は、39.11%となっております。

最後になりますが、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金改正決定申出書に関する概要でございます。

申出者、全北海道造船機械労働組合協議会より7月7日に受け付けております。

申出ケースは、労働協約ケース。

経済センサスによる労働者数と申出基幹的労働者との割合は、41.72%となっております。

以上、4業種ともそれぞれの申出書は必要事項が記載されており、疎明資料などの書類が添付されていると認められることから、申出要件を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

それでは、以上の説明につきまして何か質問ございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、諮問された4業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、本日の本審終了後から行います運営小委員会において審議することといたします。

では、次の議題に入ります。議題の(2)でございます。中央最低賃金審議会における目安答申の伝達についてでございますが、これにつきまして事務局より説明をお願いいたします。

○横溝賃金室長

資料は、メールにて送らせていただいております。

令和3年7月16日に中央最低賃金審議会が開催されまして、目安について答申がなされています。

まず、最初に答申文を読み上げます。

令和3年7月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主

性を発揮されることを強く期待するものである。

- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

以上が答申文でございます。

別紙1に令和3年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解をおつけしていますが、別紙1の1のとおり、今年度はAランクからDランクまで一律28円引上げ額の目安が示されております。

ご承知のとおり、中賃の目安小委で公労使、精力的に審議を行いました。一致には至らず、公益委員の見解が示されておりますが、今年度の目安審議に当たって配慮した点は、平成29年全員協議会報告で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきたとされています。

公益委員見解を取りまとめるに当たっての背景ですが、ポイントは全部で7点でございます。

まず、1点目として、賃金改定状況調査結果第4表や春季賃上げ妥結状況などにおける賃金上昇率が引き続きプラスの水準を示していること。

消費者物価指数は横ばい圏内で推移しており、名目GDPが足元では一時期より回復していること。加えて、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること。

法人企業統計における企業利益は、足元では、産業全体では回復が見られること。政府として、感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上などに取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援などに一層取り組む方針であること。

雇用情勢は、足元では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること。

政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、最低賃金を引き上げた場合に、マクロで見た際の雇用

情勢に大きな影響を与えるとまでは言えないと考えられること。

地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること。

最後、7点目。最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること。

詳細は別紙1を御覧いただきたいのですが、これらを総合的に勘案し、検討を行ったとされております。

そのほか、生活保護水準と最低賃金との比較では乖離が生じていないこと。

また、最低賃金引上げの影響については、引き続き影響率や雇用者数などを注視しつつ、慎重に検討していくことが必要であるとされています。

別紙2につきましては、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告ですが、この中には労使それぞれの主張が載っておりますので、ご確認いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明で何かご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、中央最低賃金審議会の目安答申を受けて、労働者側、使用者側の基本のご意見を発表していただきたいと思います。

それでは、最初に労働者側からよろしく願いいたします。

○山田委員

労働者委員の山田でございます。

労働側の資料として、8ページの4枚ものが配られていると思います。題目につきましては、「2021年度北海道地域最低賃金の引き上げ」ということで、5点ほど主張したいと思っております。

まず、1点目につきましては、OECD加盟先進国と比較すると低過ぎる日本の最低賃金を大幅に引き上げよう。

2点目としましては、経営者の方々につきまして、非正規労働者を安く使うという意識を変えていただきたいということ。

3点目には、各種統計資料である外部労働市場の資料を有効活用した審議をお願いしたい。

4点目につきましては、北海道における事業所数と従業者数の推移。

5点目としては、その他です。

2 ページ目をお開きいただきますと、「低すぎる！日本の最低賃金」ということで、OECD加盟国の最低賃金、購買力平価を基にした資料を載せてございます。これは、OECDのホームページからそれぞれの国を拾ってグラフ化したものになります。日本は赤丸にしてありますとおり、8.2ドルとなっています。先進国の中では下にアメリカがありますが、アメリカでは来年の1月から、連邦法の最低賃金7.3ドルになっていますが、3割超引き上げて15ドルとなります。これは、政府機関との契約労働者ということになりますが、日本円で1,600円程度というように、それぞれの先進国では昨年のコロナ禍という厳しい中でも最低賃金が引き上がっているところがあります。

3 ページ目につきましては、日本の最低賃金はフルタイム労働者の4割強程度である。大幅な引上げをお願いしたということでもあります。それぞれの国を載せておりますが、先進国の中では一番下にアメリカが載っておりますが、日本はフルタイム労働者の中央値に対する割合が0.44、4割ちょっとしかありません。ほかの先進国は5割または5割強という状況になっていることに鑑みると、まだまだ上げていかなければいけないということが読み取れると思います。

4 ページ目から、経営者は非正規労働者を安い労働力といった意識を変えるべきだということを2ページにわたって記載しております。これは、北海道経済部雇用労政課の就業環境実態調査から主要な部分を抜粋して載せております。ほかの部分にはボーナスなど掲載している部分がありますが、具体的に関係すると思われるところを抜粋しておりますので、詳細につきましては後ほど検索をしていただければと思います。

2-1のほうでは、雇用調整が容易、また繁忙期に対応について、それぞれ複数回答可としてありますが、27.1%や24%、それぞれ4社に1社ぐらいの割合でこういった考えを持っているということが読み取れるかと思えます。

また、人件費等の経費が安いという経営者も残念ながら一定数いるのだということです。23.7%ですが、これもおおむね4社に1社というところでもあります。こういった考えは、ぜひ改めていただきたい。賃金が安い労働者といった意識を変えるべきだということも、こういった表からも読み取れるということです。

また、2-2のほうでは、賃金と制度の問題であります。非正規労働者独自の制度があるということが70%近くとなっており、その内容が果たして適正な賃金になっているのか。こういった部分が懸念される所でもあります。

また、昇給制度につきましても、非正規雇用独自の昇給制度ありというのが4割強ありますが、制度がないということが45%近くまだあるというところがございます。ぜひ制度をつくっていただくことを要望いたします。

6 ページの3としては、各種統計資料である外部労働市場の資料を有効活用した審議をお願いしたいということでもあります。今年の春季生活闘争の集計によると、非正規労働者に関しまして、時間給は加重平均で18円99銭、率にして1.91%という結果で、前年は、加重平均で25円50銭、2.67%でありました。

コロナの影響があっても、賃上げされているところがございます。道内の時間給が昨年より若干落ちたのは、昨年の最賃の据置きが影響したというような声も聞かれるところであります。コロナの厳しい中で、交渉を延期するなど企業内労使の誠実な話し合いにより、今年も、昨年より下がりましたが、実際引き上がっているというような内容であります。

また、下の部分でございますが、その他のアルバイトの方が、今年は「タウンワーク」が更新されていませんので、「イーアイデム」というところがありましたので、そこを記載しております。北海道の平均時給、募集時給は1,093円。ほかにも「ショットワークス」というところがありまして、ここには記載していませんが、そこでもパート・アルバイトの方が1日1,024円。また、「マイナビ」でございますが、平均時給が974円、昨年同時期と比べますと6円マイナス。

さて、この「イーアイデム」でございますが、アルバイトの募集が実際には1,549件ほど今朝の段階で載っております。そのうち、900円未満の募集をかけていたところが51件、3.3%でございます。

これらに鑑みますと、やはり900円以上に大幅に引き上げるべきだと労働側としては思っております。

また、令和2年賃金構造基本統計調査における北海道の短時間労働者の時間給は、男性で1,415円、女性で1,151円となっております。

7ページには、北海道における事業所数と従業者数の推移ということで、昨年も載せておりますが、2018年版はまだ事業所数、従業者数のパーセントが更新されておりましたので、資料は付け足しておりますが、まだ資料として裏づけが足りないかもしれませんが、最賃引き上げが従業者数や事業所数に直接結びつくような流れはまだ見えてこないということでございます。

最後に8ページ、その他ということで、非正規の実態、配意についてです。総務省の労働力調査によりますと、道内で約82万人、雇用労働者の38.1%が非正規雇用労働者となっております。

また、国税庁が今年2月に公表した令和元年民間給与実態統計調査結果でも、いわゆるワーキングプアと言われている年収200万円未満の方々が25%もいるのだということです。もちろん、この方々が全員これで生計を立てているわけではなく、家計補助をもらっていらっしゃると思いますが、ワーキングプアと言われる方々も残念ながら、昨年より、若干ではありますけれど増えているという実態も踏まえれば、ぜひ最低賃金を引き上げるべきだと主張させていただきたいと思っております。

労働者側の意見としては以上であります。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

それでは、次に使用者側からお願いいたします。

○桑原委員

使用者側委員の桑原です。それでは、本年の審議に臨みます使用者側の認識や基本スタンスを申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

最初に、道内の中小企業を取り巻く環境について申し上げます。

北海道は、新型コロナウイルスの感染拡大が国内の他地域より1か月早く始まり、その影響が最も長期化している地域でございます。幅広い業種でかつて経験したことのない甚大な影響を受け、特に、これまで道内経済を牽引してきました「食」と「観光」に関連する宿泊業、飲食業、交通・運輸業、旅行業等において極めて厳しい業況の企業が多いのが実態です。

今後、ワクチン接種が進み、感染が収束に向かうことを強く期待しますが、足元では既に東京圏での第5波、変異株の流行拡大などが懸念されている状況にあります。

したがって、こうした業種の企業がコロナ禍以前の業績水準に戻るためには相応の期間が必要と考えられ、インバウンド需要の回復については全く見通しが立たないのが現状です。

道内経済の状況ですが、財務省が5月に発表しました「各地域における企業業績と雇用等の動向」によりますと、企業業績は感染症の動向や産業構造の違いにより地域差が見られます。北海道は、売上げが減少したと回答した企業の割合は67.2%と、国内他地域に比べますと沖縄と並び突出して高い状況にあり、特に5割以上の減少と回答した企業が16.8%を占めている状況にあります。

これは、北海道では緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用期間が長く、また観光への依存度が高いことが要因として考えられ、国内の他地域以上にコロナ禍の影響を受けています。

また、日銀札幌支店が7月1日に発表しました6月の金融経済概況では、北海道の景気判断を「新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状況にあり、横ばい圏内の動きとなっている。」と、4か月連続で景気判断を据え置いています。特に観光は、引き続き厳しい状況にあり、弱い動きとなっている。

また、同日に発表されました6月の道内企業短期経済観測調査、いわゆる日銀短観でございますが、宿泊・飲食サービスのDIはマイナス75と大幅なマイナスが示されています。

道内の雇用情勢につきましては、北海道労働局が6月30日に発表した5月の基調判断は、「道内の雇用情勢は、求職者が引き続き増加しており、弱さが見られる。新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要がある。」となっています。

有効求人倍率は0.93倍となり、コロナ禍によって一気に悪化した前年同月と同水準の状況にありますが、コロナ禍前の水準とは大きく異なっています。

今年度の目安28円の引上げですが、これは2016年度から2019年度にか

けての引上げ以上に、政府の引上げ方針への配意を強く求められた結果と認識しております。上げ幅の根拠は示されておらず、足元の景況感や道内外の経済情勢、中小企業を取り巻く経営環境・経営実態からはかけ離れており、到底納得できるものではありません。

続きまして、今後の審議における使用者側の基本的な考え方を申し上げます。

最初に、最低賃金制度は、最低賃金法に示されているとおり、全ての労働者の賃金の最低限を保証するセーフティネットであり、決して賃金引上げや消費の拡大などの経済政策を目的としたものではありません。

使用者側は従来から、生産性向上を伴わない最低賃金引上げは、雇用削減、設備投資抑制、企業の廃業・倒産を生むと主張してきました。

また、最低賃金の決定に当たりましては、最低賃金法で定められた労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の3要素について、各種指標やデータなど明確な根拠に基づいて、納得感のある水準を決定すべきです。

特に、この3要素を総合的に表している賃金改定状況調査の第4表を重視すべき旨を主張してまいりました。

通常時の最低賃金引上げに関するこうした考えは、現在においても何ら変わるものではありません。

加えまして、今年度はコロナ禍の長期化という非常時であることを最大限に考慮しなければなりません。中小企業やコロナ禍によって大きな影響を受けた業種こそが、最低賃金近傍で働く多くの労働者を雇用していることも認識する必要があります。

最低賃金は、業績に関わらず、あらゆる企業に一律に強制力を持って適用されるため、コロナ禍という非常時においては通常の事業の賃金支払能力をより重視することが必要です。とりわけ、コロナ禍の影響が深刻な業種に焦点を当てることを主張いたします。

最後に、答申文の記載内容につきまして、使用者側の主張を発言させていただきます。

昨年度の答申文には、今年度の審議について、「感染症や消費税増税等による様々な影響を踏まえながら、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については更なる引上げを目指す。」と書いてあります。これは、最低賃金引上げのためには、足元の経済状況や雇用情勢の改善を確認でき、中小企業の業績回復など賃上げしやすい環境が整備されていることを前提としておりますが、今年度においてもそうした状況には至っておりません。

コロナ禍において企業業績は二極化している状況にありますが、北海道の主力産業である観光関連産業は昨年度にも増して厳しい経営状況にあります。

現状も、多くの中小企業は雇用調整助成金や公的融資、各種給付金の支援策を活用し、事業の継続と雇用の維持に必死に取り組んでおりますが、この点につきましては委員の皆様にも異論の余地はないと思います。

したがって、今年度、強制力のある最低賃金を引き上げることは、今までのコロナ禍における一連の公的支援策の効果を打ち消すものであり、理解を得ることはできません。さらなる窮状に追い込み、雇用調整や廃業、倒産に至ることが強く懸念されます。

以上から、使用者側としましては、雇用の維持と事業の継続を最優先するため、最低賃金を引き上げることなく、現行水準を維持することを強く主張いたします。

以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

それでは、当審議会としましては、今後、道内の雇用経済状況や中央最低賃金審議会の目安答申を参考として審議してまいります。円滑な審議につきまして、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

では、次の議題に入ります。議題の（３）、「その他」でございますが、事務局より説明をお願いいたします。

○龍瀧室長補佐

事務局より説明いたします。

６月３０日、第２回本審後開催されました第１回運営小委員会の報告を行います。４点ございます。

まず、１点目。専門部会で参考人からの意見聴取を行うこととしました。これは、既に７月１６日、専門部会において関係労使からの意見聴取を実施しております。

２点目です。特定最低賃金の必要性審議に係る参考人からの意見聴取は、昨年同様に実施しないこととなりました。

３点目です。北海道最低賃金専門部会の開催予定日程です。７月１６日、７月２１日、７月２８日、８月２日、８月３日、８月４日に実施することに決まりました。

４点目です。第２回運営小委員会は、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の諮問が行われる予定の８月５日頃、本審後開催することに決まりました。

そうしましたところ、本日、特定最低賃金の必要性の有無の諮問をする運びとなりましたので、本日の本審後に開催されることとなりました。

第１回運営小委員会の報告は以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告内容につきまして何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、当審議会として事務局報告のとおりとすることでよろしいですね。

「はい」

○亀野会長

ありがとうございます。

それでは、そのようにいたします。

次に、本日配付されている資料のうち、説明されていない資料につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○龍瀧室長補佐

事務局より説明します。

皆さんにお配りしてあります資料No. 2から資料No. 8、そして参考資料No. 1、No. 2、No. 3ということになります。

資料No. 2を御覧ください。これは、北海道労働局作成のレイバーレターです。令和3年5月の雇用失業情勢についての資料で、最新版となります。

続いて、資料No. 3を御覧ください。これは、北海道経済産業局によります北海道の経済に関する資料でございます。2021年5月の経済指標を中心として、最近の管内経済概況を7月12日にまとめたものです。最新版に更新しております。

資料No. 4を御覧ください。これは、北海道の景気という面からの資料として提出しているものです。7月1日付、日本銀行札幌支店の金融経済概況であります。前回、第2回本審に提出された資料を、今回は最新版に更新しております。

資料No. 5を御覧ください。北海道最低賃金の改正決定に係る関係労働者、団体からの意見です。北海道最低賃金に関する7月13日現在の要請書です。これは、北海道地方最低賃金審議会会長宛ての要請書です。181件ございます。

続いて、資料No. 6を御覧ください。道内の市町村議会におけます北海道地方最低賃金に関する議決書の受付状況です。これは、北海道地方最低賃金審議会会長宛ての議決書です。今現在50件受け付けていることがお分かりいただけると思います。

2枚めくっていただきますと、これも市町村議会の議決書で、北海道地方最低賃金に関する議決書の受付状況です。これは、北海道労働局長宛ての議決書になります。現在57件受け付けしております。

資料No. 7-①を御覧ください。これは、団体からの要請書です。2021年7月6日付の北海道交通運輸労働組合共闘会議からの要請書になります。

資料No. 7-②を御覧ください。これは、2021年7月9日付の北海道労働組合総連合（道労連）様からの要請書です。

資料No. 8を御覧ください。令和3年度における最低賃金基礎調査の概要になります。調査の範囲は、1ページに記載のとおり、例年と同様に調査を行っております。

3枚めくっていただいて、4ページ目の表を御覧ください。総括表（1）になります。これは、1時間当たりの所定内賃金額に対してどのくらいの労働者数がある

かという人数の表になります。いわゆる、1円引き上げたときに何人に影響が出るのかということが分かる表になっております。

まず、左端。1時間当たりの所定内賃金額は、851円から912円まで1円刻みで記載しております。920円から1,000円までは10円刻みで記載しております。そして、1,000円から1,500円までは100円刻みで出しております。この総括表(1)は、一般労働者とパート労働者を合わせた表になります。規模別、地域別、年齢別から構成されております。

2枚めくっていただいて、総括表(2)になります。これも、就業形態は一般労働者プラス、パート労働者となります。男女別、年齢別、年齢階層別の1時間当たりの所定内賃金額の人数を記載した表になります。

2枚めくっていただきたいと思います。ここでまた総括表(1)が出てきますが、これは就業形態が一般労働者のみの集計表になります。規模別、地域別、年齢別の表になります。

2枚めくっていただきますと、総括表(2)の就業形態が一般労働者分になります。男女別、年齢別、年齢階層別の労働者数の表になります。

そして、2枚めくっていただきますと、これも総括表(1)ですが、就業形態はパート労働者のみの集計表になります。規模別、地域別、年齢別の表になります。

そして、2枚めくっていただきますと、これもパート労働者のみの統計表になります。男女別、年齢別、年齢階層別の賃金額の労働者数の表になります。

ただ、ここで一つお断りがございます。実は、この最低賃金の基礎調査に当たりましたが、本年調査から本省においてシステムの改修がございました。実際のところ、本省とも協議して進めてはおりますが、この人数で、現在のところ51人合わないという事態が生じております。そういったことから、引き続き本省と協議を続けまして、正確な統計表の提出を急いで行いたいと思っておりますが、今51人合わないという中ではあります。仮の統計表として審議の参考としていただければということで提出させていただきました。

続きまして、参考資料の3番を御覧ください。第3回目安に関する小委員会の資料でございます。これは、昨今、報道機関をにぎわしております第4表の集計の誤りということから、第3回目安小委員会に出されました統計の修正表になります。

2枚めくっていただいて、3枚目を御覧ください。第4表、賃金上昇率の訂正後の統計表でございます。そして、その上には訂正前の表がつけられております。

同様に、次のページの第4表②。これも、訂正後の資料、その裏面に訂正前という形で、訂正前、訂正後と、見やすくしたものを資料として提出しております。ご審議に当たりますと、参考としていただければと思います。

資料の説明は以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。
では、最後になりますが、ほかに何かございませんでしょうか。
労働者側、いかがでしょうか。

「ありません」

○亀野会長
使用者側、いかがでしょうか。

「ありません」

○亀野会長
事務局は、何かございますか。

○龍瀧室長補佐
「ありません」

○亀野会長
それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会とします。どうもありがとうございました。